

(11) 保育施設 K

①建築物の構造

- ・耐火建築物（3階建ての2階に入居（駅舎ビル内））→適合

②避難施設の構造

- ・屋内直通階段(a)、避難すべり台(b) →適合

(a)屋内直通階段（写真 11-1）側がメイン入口（写真 11-2）。コンコースを介して保育施設に接続（自動ドア）。配膳室（調理室）から階段脇に出る出入口（不燃扉）もあり（写真 11-3）。

(b)避難すべり台は、保育施設の入居に伴い、避難はしごから変更されたもの（写真 11-4、11-5）。

- ・避難施設までの距離の最大＝23.2m →適合

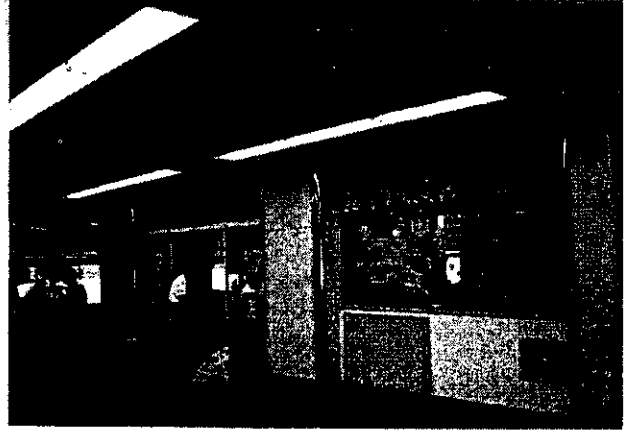


写真 11-1 メイン入口

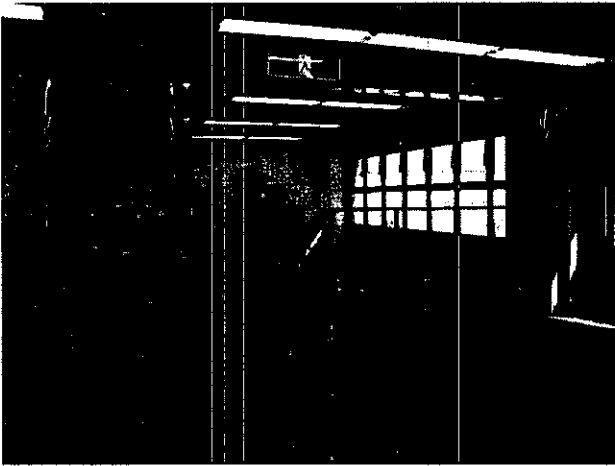


写真 11-2 (a)階段

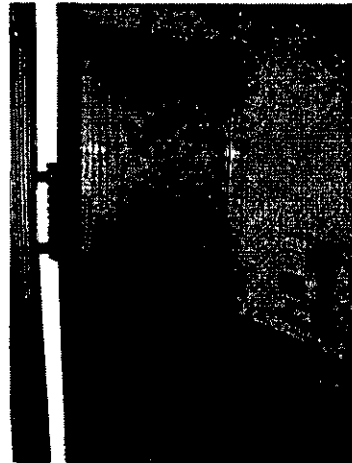


写真 11-3 調理室から(a)階段入口

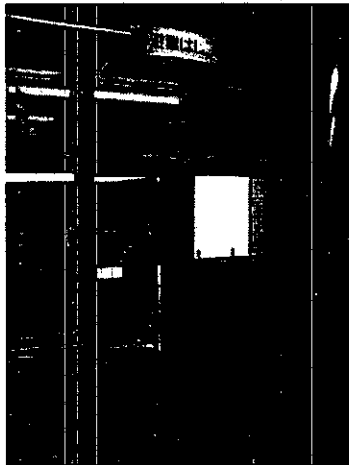


写真 11-4 (b)すべり台入口



写真 11-5 すべり台外観

③調理室の構造

- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求はない。
- ・不燃壁で区画化。カウンターは木枠ガラス引き戸、出入口は三方枠（写真 11-6）。
- ・火気設備は、1口の電磁調理機（写真 11-7）。

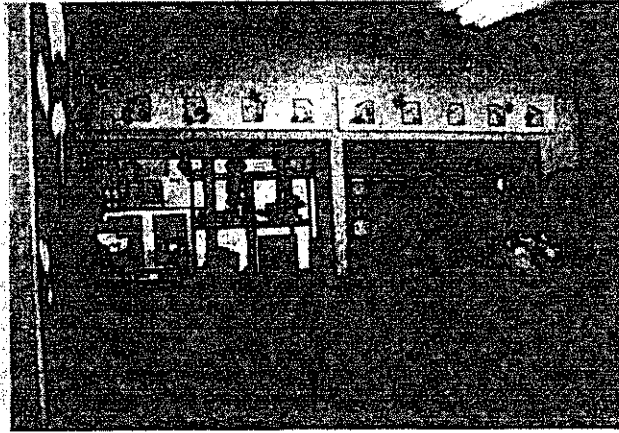
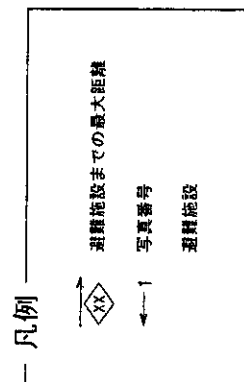
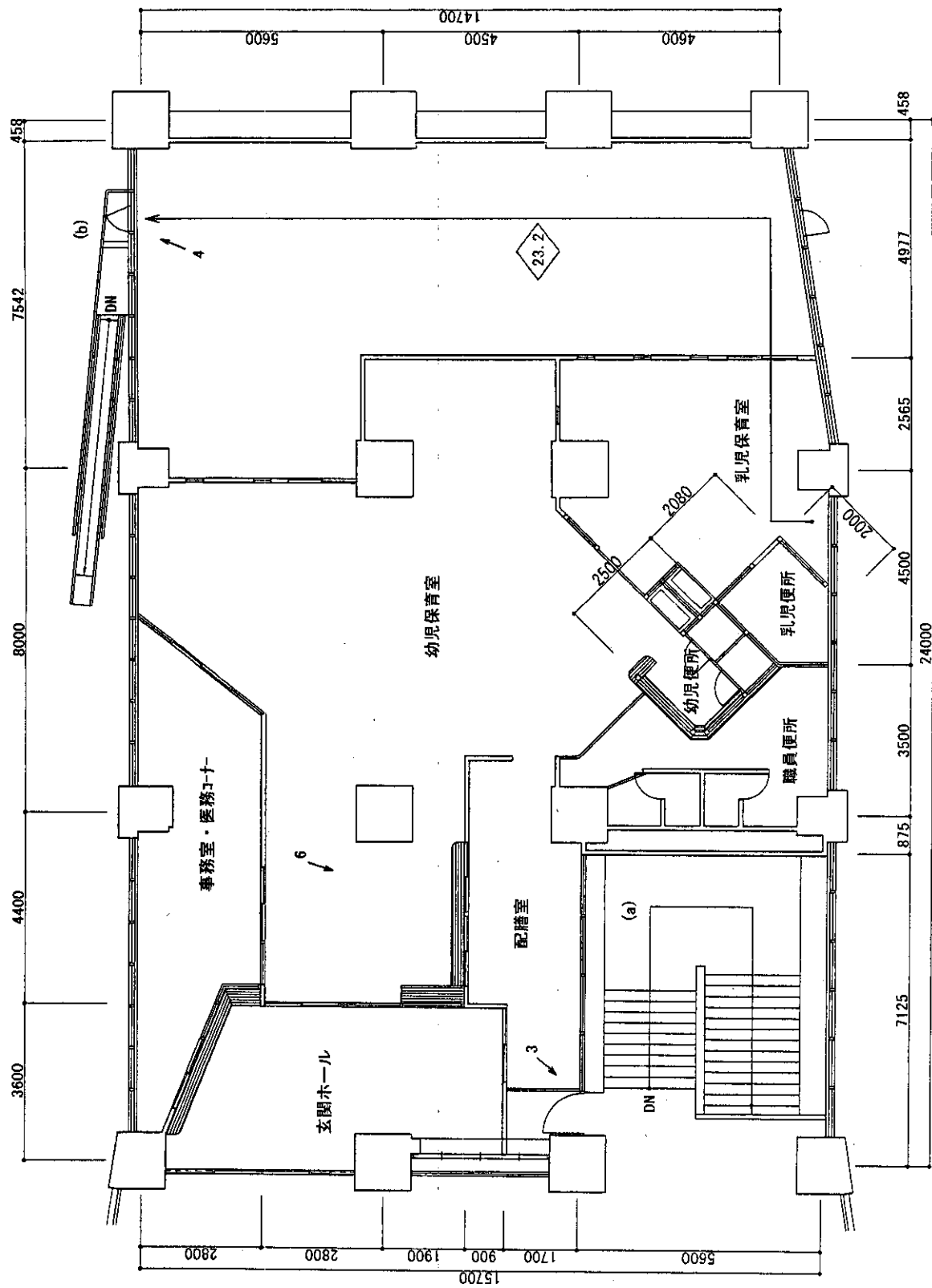


写真 11-6 調理室カウンター



写真 11-7 調理設備



保育施設 K S=1:100

(12) 保育施設 L

①建築物の構造

・耐火建築物（6階建てのB1～2階に入居（ただしB1階は事務室のみ））→適合

②避難施設の構造（2階部分からの避難に供するもの）

・屋外避難階段(a)、屋内直通階段(b) →適合(?)

(a)屋外避難階段（写真12-1）との2階での接続は共用廊下を經由（写真12-2）。居室と廊下との接続は防火設備。



写真 12-1 (a)階段外観

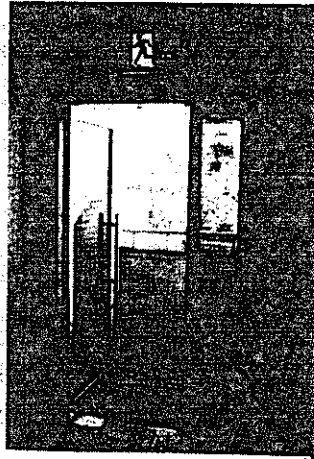


写真 12-2 (a)階段 2階入口

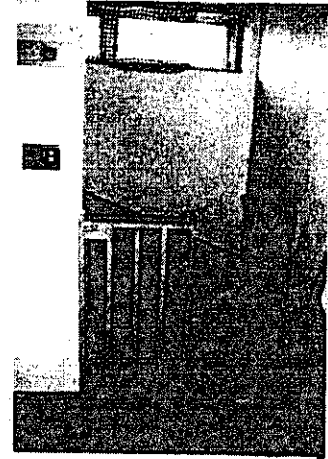


写真 12-3 屋内階段（1階部分）

(b)屋内直通階段は、施設内に増設されたもの（写真12-3～5）。上下階とも階段入口には、侵入防止の柵が設置されている（煙をとめるような扉はなし）。1階の保育室、事務室などを經由して屋外へ避難することとなる（写真12-6（奥に1階入口））。

→施設内の増設直通階段が避難施設として有効と考えられるか、判断が困難。

→バルコニーはあるが、面



写真 12-4 屋内階段



写真 12-5 屋内階段 2階入口

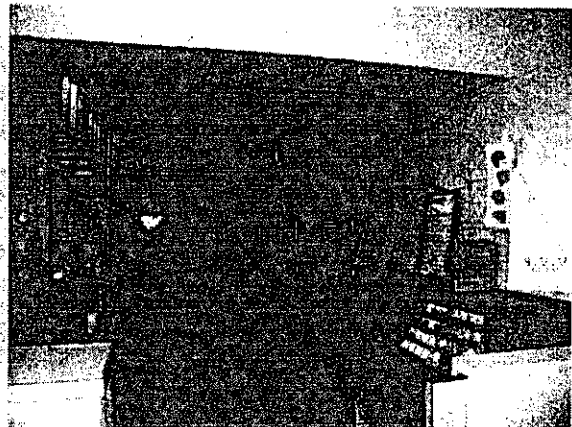


写真 12-6 1階エントランス

積が小さい(約6m²)。

- ・避難施設までの距離の最大=23.3m →適合
- ・1階において、(a)階段と接続する廊下では、エレベータ入口は壁としているので、専用廊下扱い。居室から廊下へは3箇所の子扉があるが、実際に使用しているのはメイン入口の子扉のみ。また、1階には、上記(a)階段への出入口以外に、従業員用の出入口がある(写真12-7)。

③調理室の構造

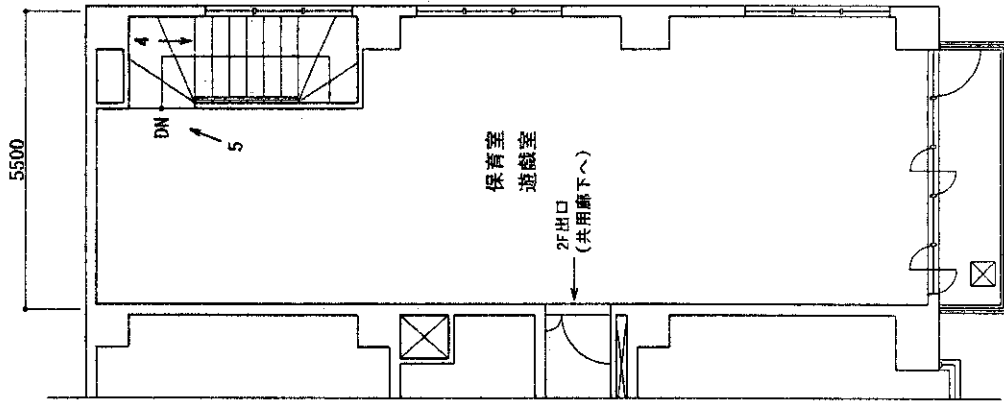
- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求はない。
- ・調理室は1階にある。
- ・不燃壁で区画化。カウンターはなし。出入口は2箇所とともに木製(扉と引戸)。
- ・火気設備は、2口コンロ+グリルの電熱調理台(写真12-8)。



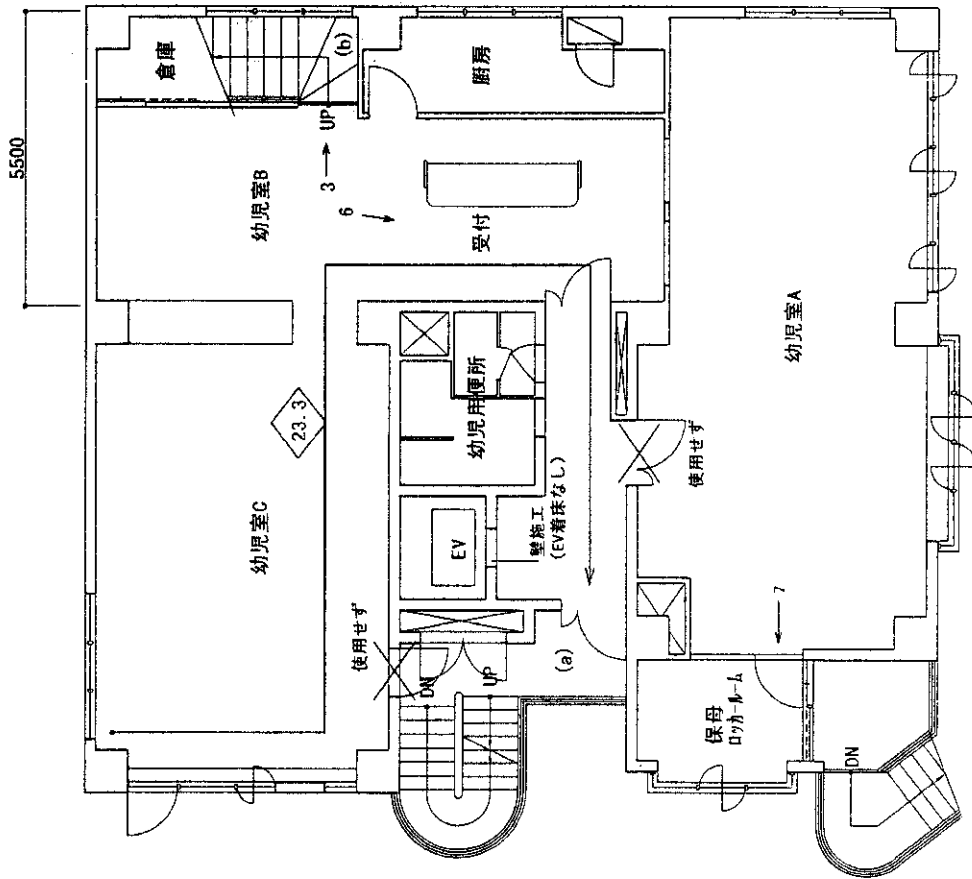
写真 12-7 1階従業員用出口



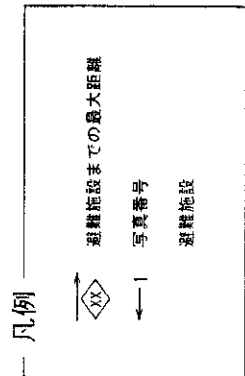
写真 12-8 調理設備



2階平面図



1階平面図



保育施設 L S=1:100

(13) 保育施設 M

①建築物の構造

- ・耐火建築物（6階建ての2階に入居）→適合

②避難施設の構造

- ・屋外直通階段(a)、屋外避難階段(b) →適合

(a)屋外直通階段側がメイン入口（写真 13-1）。テラスを介して保育施設と接続。保育施設とテラスとの間はフロートガラス間仕切（写真 13-2）。

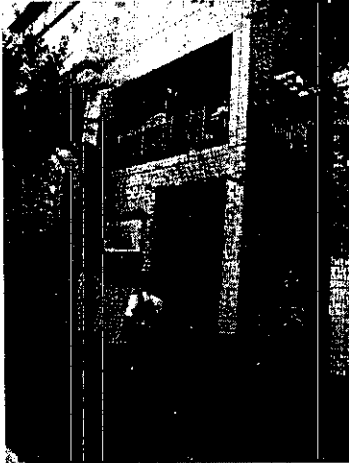


写真 13-1 (a)階段入口



写真 13-2 施設メイン入口

(b)屋外避難階段（写真 13-3）は、中庭（保育施設の裏手側がボイド状の吹抜け空間の底部となっている：写真 13-4）を經由して接続。保育施設と中庭との間は、耐火構造の壁（外壁）と防火設備で区画（写真 13-5）。

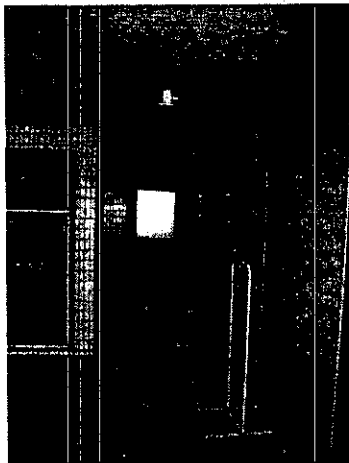


写真 13-3 (b)階段入口



写真 13-4 中廊下

- ・避難施設までの距離の最大=32.9m →不適合

→ただし、正面バルコニーあるいは裏手中庭を經由するので、性能的には十分に安全性は確保されている。正面バルコニー側を網入りガラスとすれば、避難施設（待避上有効なバルコニー）となる。

③調理室の構造

- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求はない。
- ・不燃壁で区画化。カウンターはなし。出入口は木製扉。
- ・火気設備は、3口コンロ+グリルの電熱調理台、電気オーブン（写真 13-6）。



写真 13-5 中廊下への出口

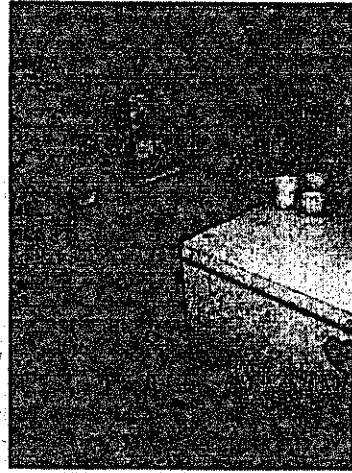
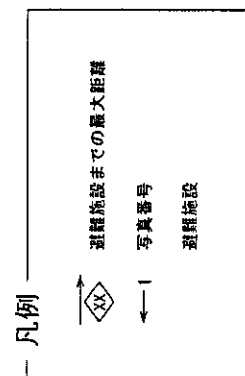
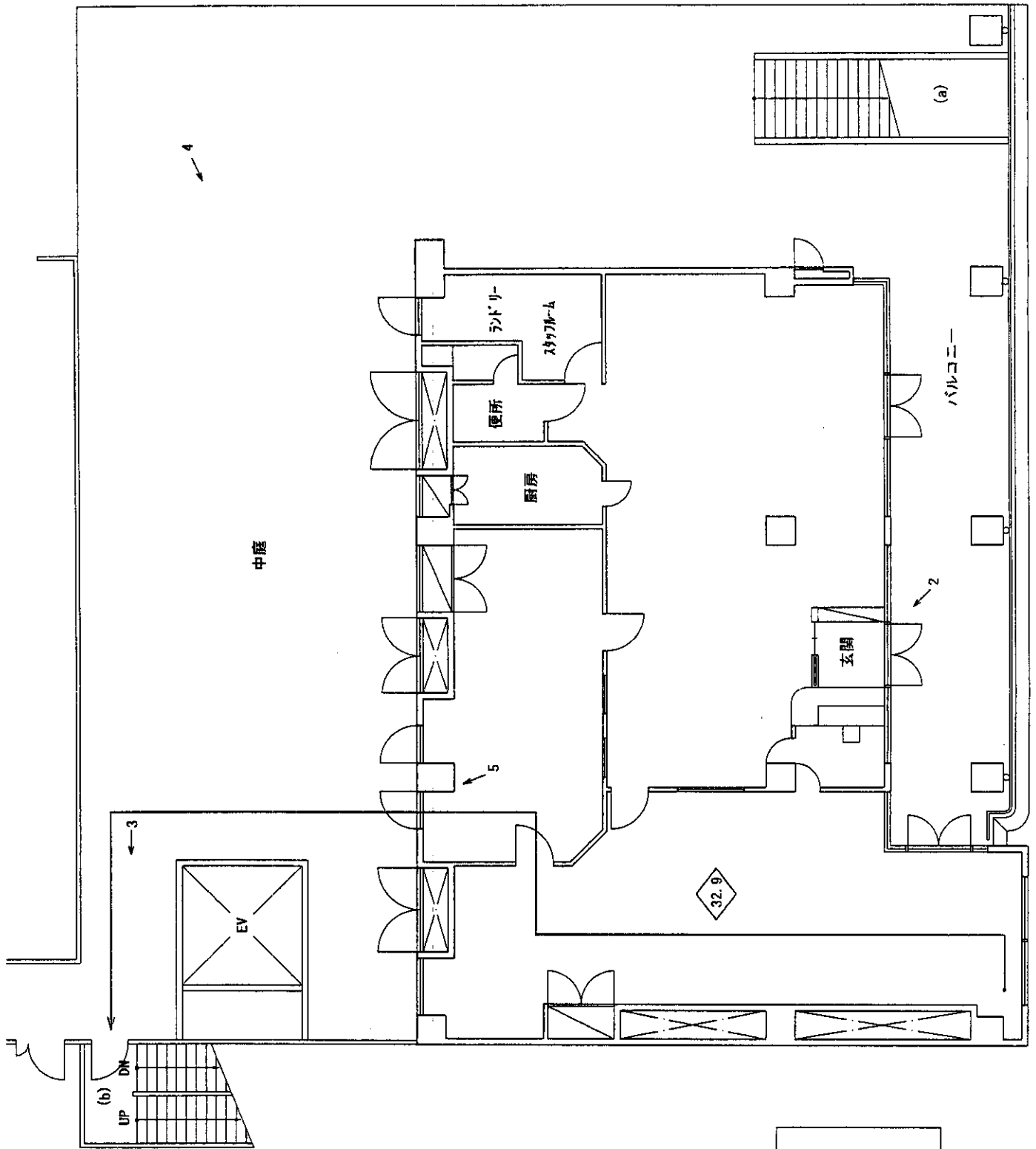


写真 13-6 調理設備



(14) 保育施設 N

①建築物の構造

- ・耐火建築物（6階建ての3階に入居）→適合

②避難施設の構造

- ・屋内避難階段(a)、屋外避難階段(b) →適合

(a)屋内避難階段側がメイン入口。階段室が保育施設に直結している（特定防火設備）（写真 14-1、2）。



写真 14-1 メイン入口



写真 14-2 (a)階段

(b)屋外避難階段は、廊下を介して接続（写真 14-3、4）。廊下と保育施設との間は耐火構造の壁と防火設備で区画。

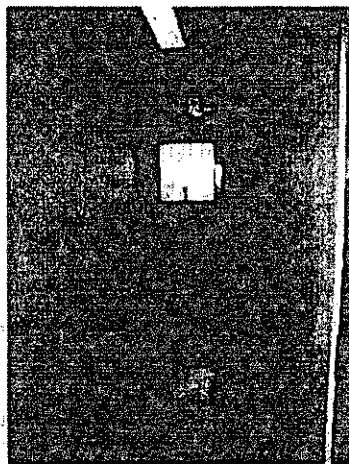


写真 14-3 (b)階段入口



写真 14-4 (b)階段外観

- ・避難施設までの距離の最大=22.7m →適合

③調理室の構造

- ・不燃壁で区画化。カウンター・出入口とも枠のみ（写真 14-5）。→不適

<改修の可能性>

- ・スプリンクラー設備の設置及び防火区画への改修は困難と思われる。
- ・適切な消火装置を設置し、開口部に不燃扉を設けることによって適合となる。カウンターにシャッターは困難か。
- ・火気設備は、3口コンロ+グリルの電熱調理台（写真 14-6）。

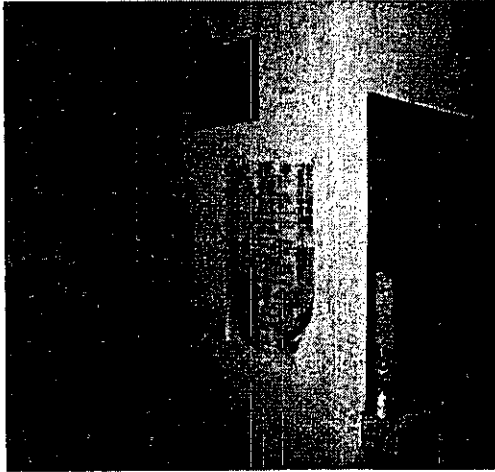
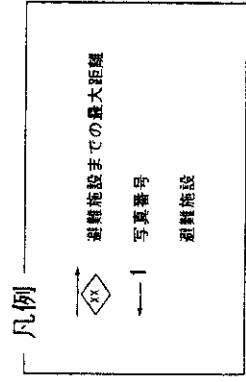
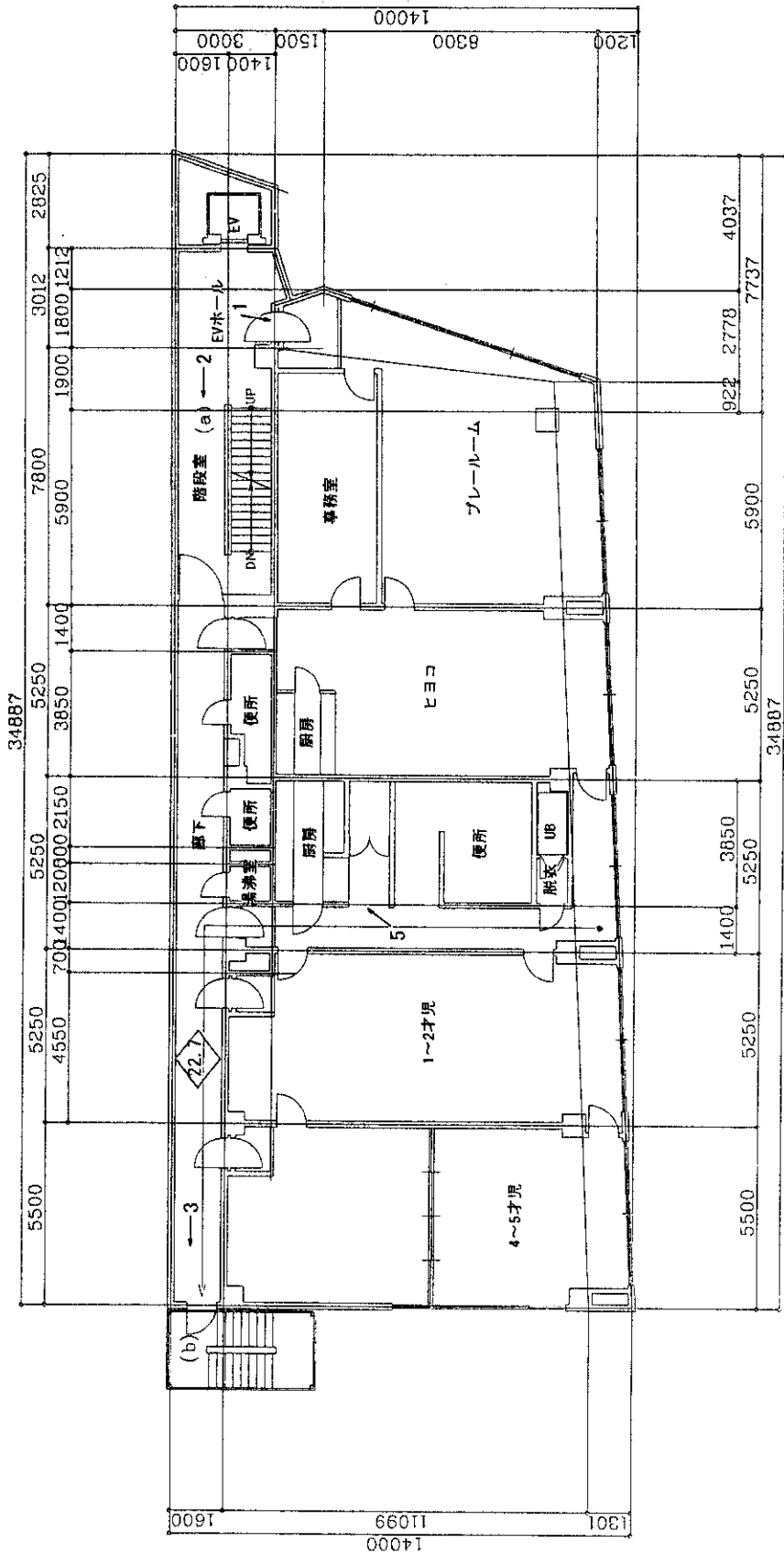


写真 14-5 調理室区画



写真 14-6 調理設備



保育施設 N S=1:150

(15) 保育施設〇

①建築物の構造

- ・耐火建築物（6階建ての2階に入居）→適合

②避難施設の構造

- ・屋外直通階段(a)、屋外避難階段×2(b)、(c)、屋内避難階段(d) →適合

(a)屋外直通階段がメイン入口。玄関（ガラス自動ドア）に直結（写真15-1、2）。



写真 15-1 (a)階段（メイン）外観

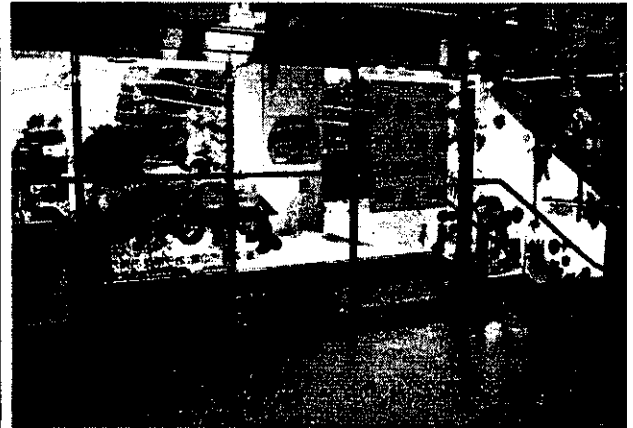


写真 15-2 メイン入口（室内より）

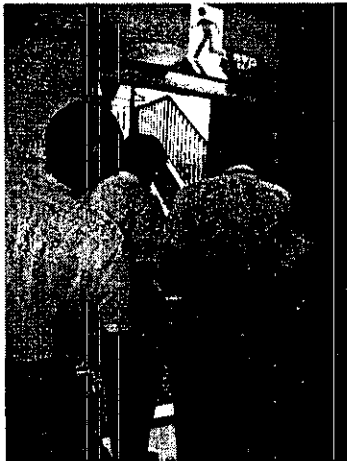


写真 15-3 (b)階段入口



写真 15-4 (c)階段外観



写真 15-5 (c)階段入口（奥の扉）



写真 15-6 (d)階段入口

(b)及び(c)屋外避難階段は、保育施設に直結（特定防火設備）（写真 15-3～5）。

(d)屋内避難階段は、保育施設に直結（特定防火設備）。ただしこの階段は、上階（映画館など）専用の避難施設としての取扱いで、保育施設の避難には用いないことになっている（写真 15-6）。

- ・避難施設までの距離の最大=12.5m →適合

③調理室の構造

- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求はない。
- ・不燃壁で間仕切られているが欄間は開放。保育室からの出入口は防火設備、窓は網入りガラス+アルミサッシ引戸（写真 15-7）。
- ・火気設備は、3口コンロ+グリルのガス台（写真 15-8）。

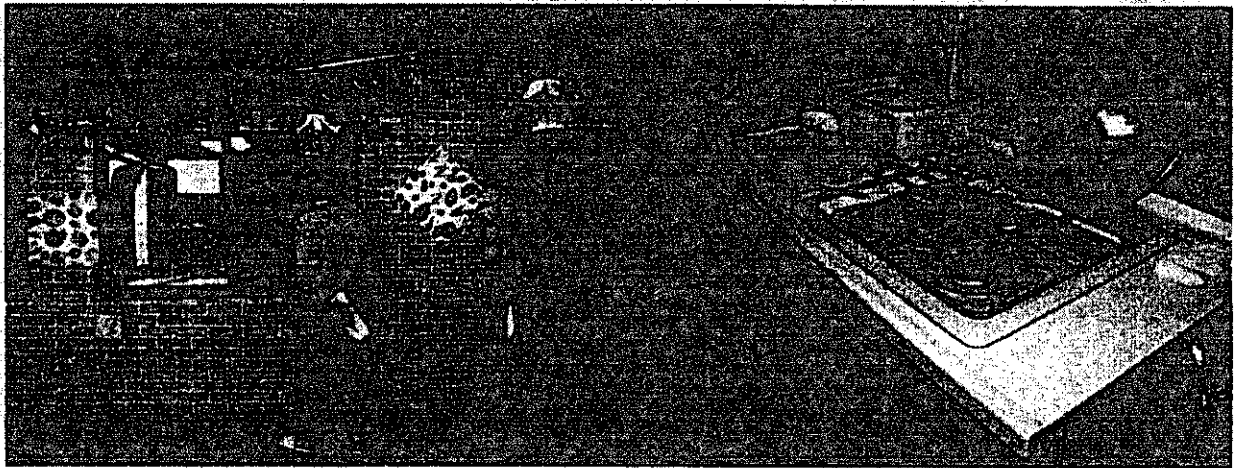
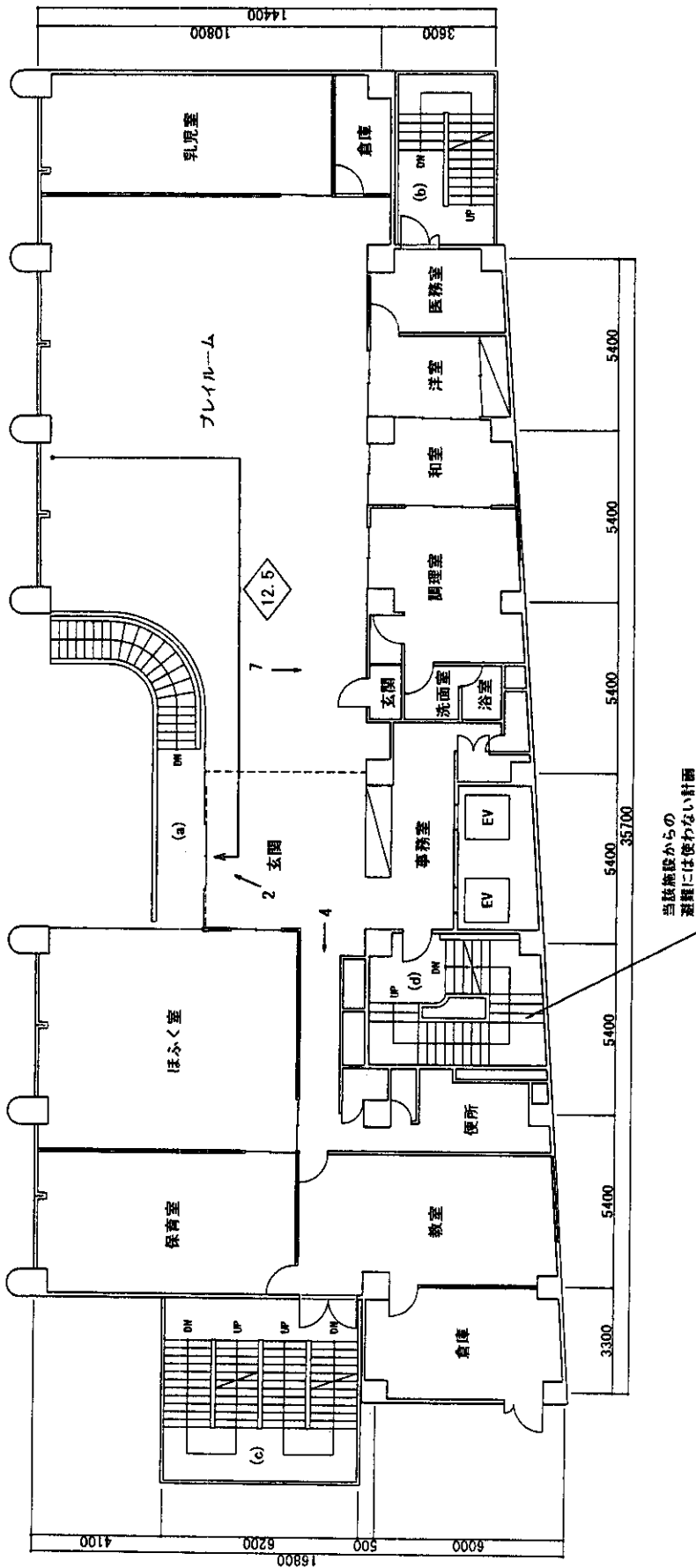
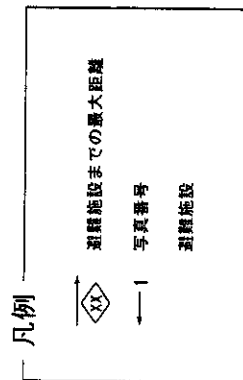


写真 15-7 調理室区画

写真 15-8 調理設備



当該施設からの
避難には使わない計画



保育施設 0 S=1:150

4. まとめ

今回の調査結果から一般論を導くことは必ずしも妥当なものではなく、ここではあくまで調査対象の範囲でのまとめを述べる。

(1) 新基準に対する合否

- ・今回調査した15件について、新基準に対する合否のまとめを表4に示す。

表4 新基準に対する合否

	適合	不適合	その他
建築物の構造	15	0	
避難施設の種類	8	6	1(不明)
避難施設までの距離	14	1	
調理室の構造	1	2	12*

*保育室等が2階以下

(2) 避難施設の構造

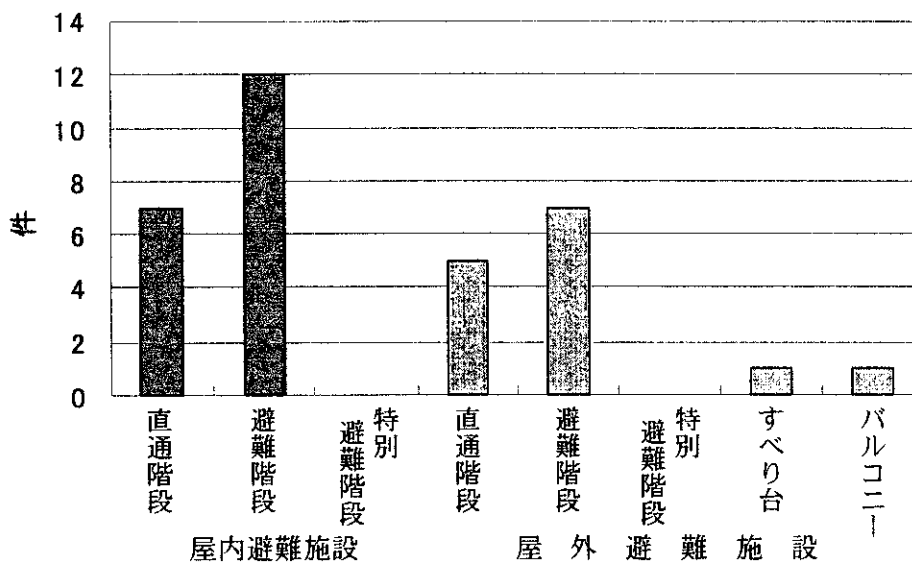


図1 避難施設の内訳

- ・今回調査した15件について、避難施設の種類別件数(延べ数)を図1に、避難施設までの距離を図2にまとめる。

尚、屋外避難施設を有する保育施設は、15件中9件であった。

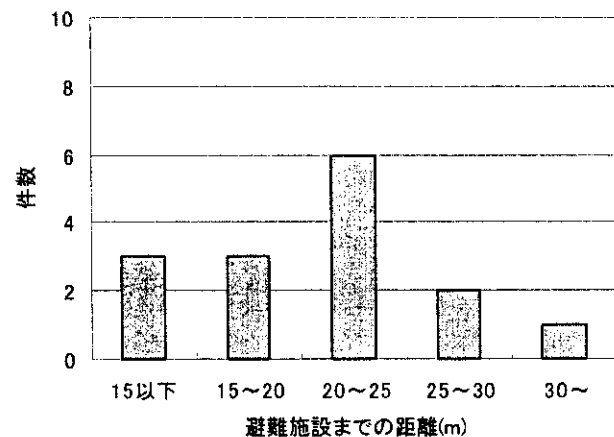


図2 避難施設までの距離

(3) 調理設備

- ・今回調査した 15 件について、熱源（コンロの熱源）種類別件数、及び、コンロの口数を、それぞれ図 3 及び 4 にまとめる。

(4) 適合性についての検討

・避難施設の構造

表 4 において適合となった 8 件すべてが屋外避難施設を有する案件であった（註 1）。逆に、屋外避難施設を設けていない保育施設は、すべて不適合となっている。これは、調査対象となった保育施設が入居する建築物のほとんどが中層以下の建築物であったため、特別避難階段の設置義務がなく、新基準が要求する構造の屋内階段が存在しなかったためである。

このようなケースでは、後付で屋外避難施設を設けることは非常に困難である。また、新基準で構造基準に規定された付室を増設することにおいては、大がかり

な改修となる可能性が高く、建物オーナーの理解と協力が必要である。さらに、構造基準では、保育施設が入居している階より下の階においても同様の付室の設置を要求しており、オーナーだけでなく、他テナントの了解も必要となる。

ただし、今回の調査対象となった保育施設の数件で見られたように、保育施設の入居階より下の階（特に 1 階）において、屋内階段が室や居室に接続しない場合（例えば、1 階において外部への出口しか有していない場合（保育施設 E、G）、あるいは、当該階においては火災の発生の恐れが少ない室（廊下、設備機械室など（参考：平成 12 年建設省告示第 1440 号））しかない場合（保育施設 B）については、当該階段に対して下階からの煙の侵入はないと考えられるので、性能的には付室の設置同等とみなすことが可能である。

（註 1）屋外避難施設を有する保育施設の内、1 件（保育施設）は、屋外避難階段を有しているが、もう一方の避難施設が保育施設室内の増設階段であり、合否の判断には検討を要する。

・避難施設までの距離

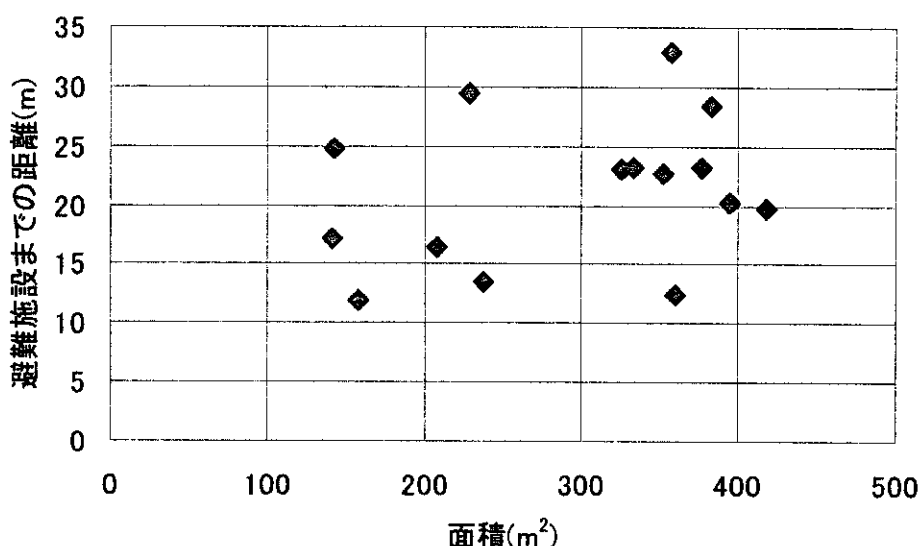


図5 避難施設面積と避難施設までの距離

避難施設までの距離については、図2に示したように、今回の調査対象案件では1件を除き30m以内となった。ただし、この1件もバルコニーや中庭などの屋外施設を経由して階段室に達しており、安全性は十分に確保されている（保育施設M）。

図5は各保育施設での避難距離を施設面積に対してプロットしたものである。この図から施設面積と避難距離との相関性は見られず、面積の増加に伴って避難距離が増大していることはなく、面積に応じて適切に避難施設が配されているといえる。

・調理室関係

今回の調査対象案件中、新基準において、その構造に要求がかかるもの（3階以上に保育室等があるもの）は3件のみであった。

適合となった1件（保育施設A）は、調理室が防火区画されており、現行基準でも適合となる。

不適合となった2件のうち的一方（保育施設J）は、区画を構成する壁は耐火構造（RC造）であり、扉と特定防火設備とし、設備貫通部の処理をすれば適合となる。また、この保育施設では住宅用スプリンクラー設備を調理室を含めて全室に設置しており、この設備を「有効な消火設備等」として取り扱えば、現状で適合となる。

もう一方の不適合案件（保育施設N）については、現状では出入口・カウンターとも枠のみで建具がない。現状のままとするには全室に対してスプリンクラー設備の設置が必要となる。また、壁を耐火構造とし、開口部を特定防火設備（カウンターは防火シャッター）として防火区画すれば適合となる。しかしこれらの対策は現実的ではなく、むしろ不燃の建具を設置した上で、火気設備の仕様に適した消火装置を設置するほうが得策と思われる。

(5) 既存不適格等の問題

- ・ 建築基準法に適合していないと思われる部分、消防設備が不備と思われる部分が見られた。保育所最低基準は、建築基準法令及び消防諸法令を満足していることが大原則であるから、これらの諸法令を遵守していることを確認するシステムが必要である。
- ・ また、基準に適合させるための改修工事は、届け出が必要な本体工事となる可能性が高く、その場合には、直接保育施設の基準とは関係ない部分に対しても法遡及がかかる（例：エレベータ扉の遮煙性）ことも考えられる。
- ・ 従って、駅型保育施設は、最初から新基準に適合しているか、又は、簡易な改造や消火設備の設置等で新基準に適合できるものである必要がある。

最後に、この場をお借りして、保育時間中にも関わらず快く見学に応じていただいた保育施設の関係各位、調整の労をとっていただいた管轄の各自治体担当各位に深く御礼申し上げます。
